

# 高槻ワーキングニュース

平成30年10月1日 大阪府最低賃金が改定されました  
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。(厚生労働省)

「大阪府最低賃金」が改定されました。これにより、使用者は労働者に対して、次の金額以上の賃金を支払う必要があります。

**時間額 936円** 平成30年10月1日発効

- ※ 大阪府最低賃金は、年齢やパート・学生アルバイトなどの働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。
- ※ 特定の産業の労働者には、「特定最低賃金」が適用されます(下記HPをご確認ください)。

最低賃金額以上になっているかは、賃金の支払われ方により、次のように確認します。



- |            |  |
|------------|--|
| 1. 時間給制の場合 | 時間給 $\geq$ 最低賃金額   |
| 2. 日給制の場合  | 日給 $\div$ 1日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額                             |
| 3. 月給制の場合  | 月給額 $\div$ 年平均1か月所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額                         |
| 4. 請負制の場合  | 賃金算定期間(賃金締切期間)について支払われた請負給の総額 $\div$ その期間の総労働時間 $\geq$ 最低賃金額 |

## 月給制の場合の確認例 年間所定労働日数252日、所定労働時間毎日8時間、月給157,200円の方の場合

上記 3. の計算式にあてはめてみましょう。

年平均1か月所定時間数は  $252日 \times 8時間 \div 12か月 = 168時間$  ですから

$月給157,200円 \div 168時間 = 935.71...円 < 936円$

したがって、この場合は**最低賃金額を下回り、最低賃金法に違反**することになります。



- ※ 次の賃金を除いて最低賃金とすることが必要です
  - ・ 精皆勤手当、通勤手当、家族手当
  - ・ 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
  - ・ 臨時に支払われる手当など(結婚手当など)
  - ・ 時間外、深夜労働及び休日労働に対する賃金

◎大阪労働局のホームページにも詳しく掲載しておりますのでご覧ください

大阪労働局 最賃



●問合せ 大阪労働局労働基準部賃金課 TEL: 06-6949-6502

平成31年1月16日～2月15日は、36（サブロク）協定締結周知月間  
時間外労働をおこなうには36協定の締結・届出が必要です  
（大阪労働局・大阪府）

- 労働基準法では、労働時間は原則1日8時間、1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。

「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働（残業）をさせる場合には、労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）の締結、労働基準監督署への届出が必要です。



➡ 届出の有無をご確認ください。

- 36協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や、「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。（時間外労働の上限規制等があります）

➡ 36協定等の相談・届出は、府内の各労働基準監督署に設置する「労働時間相談・支援コーナー」で受け付けます。

- また、労働基準法が改正され、大企業については平成31年（2019年）4月1日から、中小企業については平成32年（2020年）4月1日から残業時間の上限規制が適用されます。

➡ 働き方改革をサポートする「働き方改革推進支援センター」の相談コーナーもご活用ください。

## ～お役立ちサイトのご紹介～

事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト「スタートアップ労働条件」（厚生労働省）に、36協定届等の作成支援ツールを掲載しています。

ツール上に必要項目を入力・印刷することで、労働基準監督署に届出可能な書面を作成することができます。



<https://www.startup-roudou.mhlw.go.jp/agreement/login.php>

- 問合せ 大阪労働局労働基準部 監督課 TEL: 06-6949-6490  
茨木労働基準監督署（労働時間相談・支援コーナー） TEL: 072-604-5308  
大阪働き方改革推進支援・賃金相談センター TEL: 0120-791-149

～事業主のみなさまへ～

## 「ひとり親」の就労をご支援ください（厚生労働省・大阪府）

母子家庭の母等や、父子家庭の父（「ひとり親」）は、子育てと生計の維持を一人で担っていることから、就職に当たっては、労働条件での制約を受けたり、困難を伴うことが少なくありません。

国と地方公共団体では、平成25年3月1日に施行された「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」に基づき、企業に対して、優先的にひとり親を雇い入れたり、その他の協力を要請することにしました。また、平成27年12月には政府として「ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト」をまとめました。

事業主の皆様におかれましては、このような状況をご理解の上、

- ◎ **ひとり親の優先的な雇用にご配慮いただき、最寄りのハローワークや母子家庭等就業・自立支援センターに求人情報を提供する**
- ◎ **母子・父子福祉団体や、ひとり親家庭の支援を目的とするNPO等に業務を発注する**

など、ひとり親の就労支援への御協力をよろしく申し上げます。

また、各種助成金制度もぜひご活用ください。

### ※ 大阪府母子家庭等就業・自立支援センターへの求人情報提供の流れ ※

- ① ホームページ（<http://www.osakafu-boshiren.jp/tocompany/>）より「求人票」をダウンロードし、センター窓口へ持参、またはFAXにてご登録ください。
- ② 就業・自立支援センターにて、求人の登録作業、及び人材マッチングを行います。
- ③ 専門の相談員が面接を行った求職者からご希望の人材をマッチング致しますので面接を行って下さい。
- ④ 面接後、採用結果のご連絡をセンターまでお願い致します。



#### 《ひとり親を雇用する事業主が活用できる助成金制度》

- 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）  
ハローワークなどの紹介で、ひとり親を継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に、賃金の一部に相当する額を助成します。
- トライアル雇用助成金  
ハローワークなどの紹介で、ひとり親を一定期間（原則3か月）試行雇用する事業主に、対象者1人あたり月額最大5万円（最長3か月）の助成金を支給します。
- キャリアアップ助成金の加算  
正社員化コースを実施する際に、対象労働者がひとり親の場合に助成金が加算されます。

- 問合せ（求人） ハローワーク茨木事業所サービス部門 TEL: 072-623-2551 (31#)  
大阪府母子家庭等就業・自立支援センター TEL: 06-6762-9498  
（助成金）ハローワーク茨木助成金コーナー TEL: 072-623-2551 (32#)

## ～社内研修にご活用ください～ あかるい職場応援団「動画で学ぶパワハラ」のご紹介

ハラスメントの防止に向けて、社内研修を実施するなど対策を行っている企業が増加していますが、その社内研修に利用できるツールとして、あかるい職場応援団（厚生労働省委託事業 パワハラ対策についての総合情報サイト）で提供されている「動画で学ぶパワハラ」があります。

職場のパワハラを理解したり、予防・解決に役立つ動画を検索し、視聴できます。パワハラ「6類型」の実例動画、パワハラを回避するための「指導」動画、パワハラ相談対応者の対応の仕方をまとめた「相談」動画の8分野から検索でき、ボタンを押すと該当する動画が絞り込まれ、モニター上に編集されます（複数検索も可能）。動画はダウンロードして利用することもできます。

社内研修で視聴される場合、申請やご連絡は不要です。ぜひ積極的にご活用ください。

●厚生労働省委託事業パワハラ対策についての総合情報サイト あかるい職場応援団  
「動画で学ぶパワハラ」 <http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/movie/>

## あなたの職場は風しん予防対策をしていますか？（厚生労働省）

今、働き盛りの方の人々が風しんにかかることが多くなっています。2017年の国の調査によると、30代～50代の男性の約15%に風しんの免疫が不十分であることが明らかになっており、全風しん患者の約80%が男性で、男性患者の約70%は20～40代です。さらに、女性患者の約60%も20代～30代で労働人口と重なっています。

風しんの流行で最も心配なのは、妊婦を経由して、赤ちゃんが先天性風しん症候群になることです。

職場での風しん予防対策が、感染拡大の防止にもつながりますので、予防対策へのご協力をお願い致します。



健康で安全な職場の環境整備のため、下記の対策をご検討ください。

1

・従業員が抗体検査や予防接種のために医療機関などの受診を希望した場合には、ご配慮ください。

2

・入社時などに、予防接種の記録の確認を本人に呼びかけるようにしてください。

3

・職場での感染予防のため、風しんにかかった人の休暇についてご配慮ください。

●風しんについて詳しくは…

風しん 厚生労働省



～次回の高槻ワーキングニュースは平成31年3月25日発行予定です～